

海上自衛隊訓令第23号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、音響測定所の編制に関する訓令を次のように定める。

平成27年11月27日

防衛大臣 中谷 元

音響測定所の編制に関する訓令

（任務）

第1条 音響測定所は、海上自衛隊の使用する艦船の音響の測定（以下「音響測定」という。）並びに音響測定に係る音響資料の処理及び配布並びに魚雷及び機雷の性能及び運用に関する試験（以下「試験」という。）を行うことを任務とする。

（所長）

第2条 音響測定所の長は、音響測定所長（以下「所長」という。）とする。

2 所長は、海洋業務・対潜支援群司令の命を受け、所務を統括する。

(編 制)

第 3 条 音響測定所に、次の 5 科を置く。

総務科

音響測定科

音響評価科

試験企画科

試験計測科

(総 務 科)

第 4 条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管、文書及び統計（音響測定及び試験に関するものを除く。）に関すること。
- (2) 人事及び福利厚生に関すること。
- (3) 秘密の保全に関すること。
- (4) 会計及び物品の取扱いに関すること。
- (5) 施設の維持管理に関すること（試験計測科の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 支援船の管理運用に関すること。
- (7) 給食に関すること。

(8) 警衛に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、音響測定所の所掌事務で他の科の所掌に属しないものに関すること。

(音響測定科)

第5条 音響測定科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 海上幕僚長が指定する海域において行う音響測定に関すること。

(2) 音響測定に必要な器材の整備に関すること。

(音響評価科)

第6条 音響評価科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 音響測定に係る音響資料の分析、評価、作成、整理、保管及び配布に関すること。

(2) 音響測定に関する記録及び統計の作成に関すること。

(3) 音響測定に係る音響資料の処理に必要な器材の整備に関すること。

(試験企画科)

第7条 試験企画科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 試験の計画の作成及びその実施の調整に関することと。
- (2) 試験の成果の分析及び評価に関すること。
- (3) 試験に関する記録及び統計の作成に関すること。
- (4) 試験に関する部外との連絡調整に関すること。

(試験計測科)

第8条 試験計測科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 試験に必要な計測及び解析の実施に関すること。
- (2) 計測及び解析に関する資料の整理に関すること。
- (3) 試験に必要な器材の整備及び試験施設の維持管理に関すること。

(科長)

第9条 科に、科長を置く。

2 科長は、所長の命を受け、科務を掌理する。

(委任規定)

第10条 この訓令に定めるもののほか、音響測定所の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。